

犯罪被害者に対する市区町村による 支援の実態調査アンケート 結果報告

犯罪被害者団体ネットワーク(ハートバンド)運営委員会

内閣府主催「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」
(平成26年5月28日)にて報告。

ハートバンド全国大会

毎年、犯罪被害者週間中の土・日に
東京で開催しています

いのち♥きぼう♥未来
犯罪被害者週間全国大会2013

入場無料

日時 **2013年11月30日(土)** 会場 **晴海グランドホテル**
12:30開場 13:00開会
〒1104-0053 東京都中央区晴海3-6-1
TEL 03-3533-7111 FAX 03-3532-5315



第1部 「被害者の声」

橋田清順
(東京駅構内万引き犯による強盗殺人事件遺族)
高岸美加 (交通犯罪被害者遺族)
永谷博司 (西海市女子高校生ストーカー殺人事件遺族)

主催: 犯罪被害者団体ネットワーク 愛称「ハートバンド」
協賛: 公益財団法人 犯罪被害救済基金
後援: NPO法人全国被害者支援ネットワーク、
内閣府、警察庁、国交省 その他

第2部 「車座トーク」

参加者が思う存分に語り合う

お問い合わせ先

犯罪被害者団体ネットワーク 愛称「ハートバンド」
E-mail address : heartband2011@gmail.com
ホームページ : <http://www.heart-band.com/>
TEL : 03-3811-8315 (犯罪被害者支援ネットワークが)

会場地図



東京都中央区晴海 晴海グランドホテル A3駅より徒歩5分
バス 晴海駅西口より晴海駅まで約15分 晴海2丁目下車

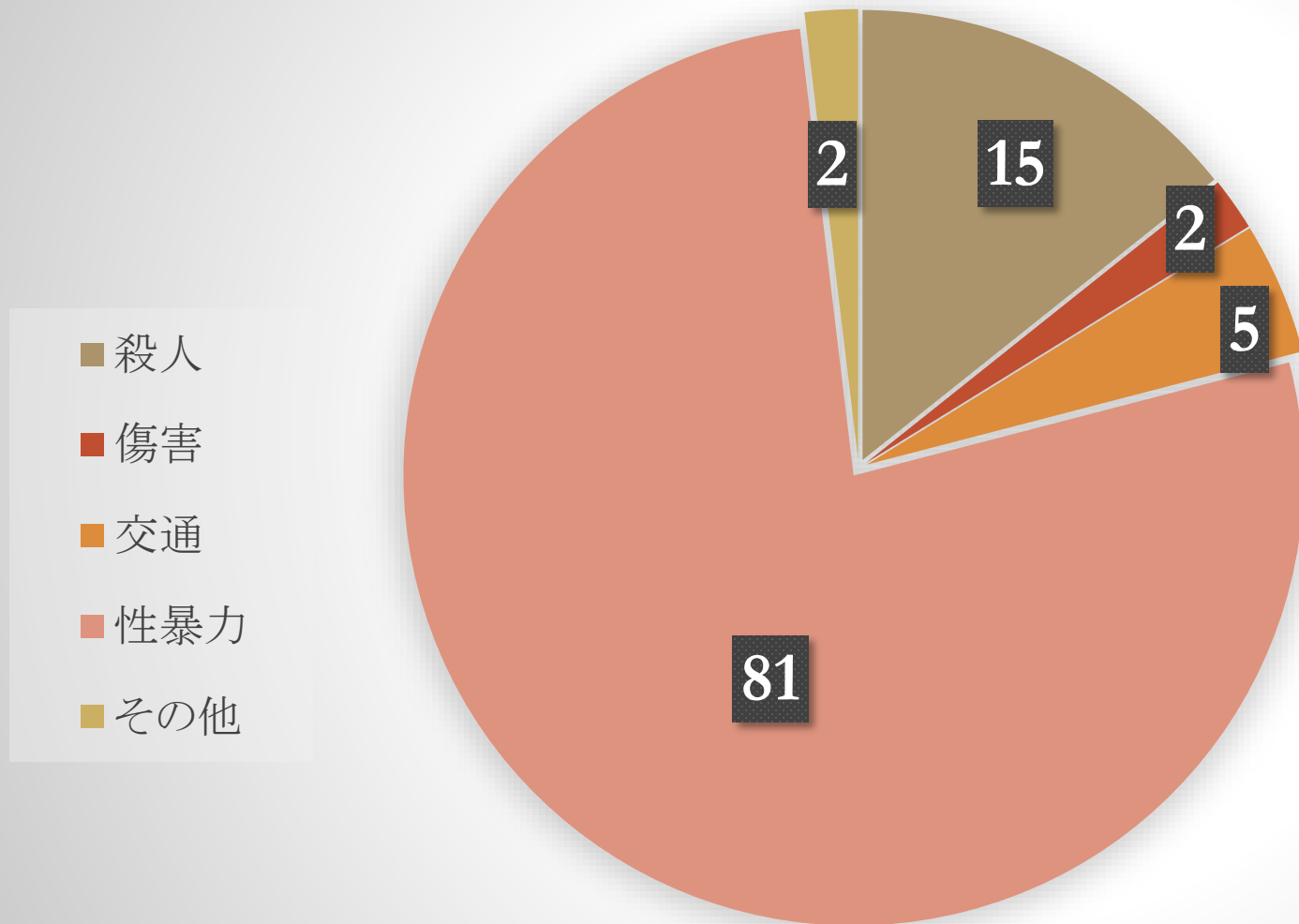
参加団体(2014年5月現在。カッコ内は代表・事務局所在地)

- 1 青森被害者語りの会(青森)
- 2 佐賀犯罪被害・交通事故被害者遺族の会自助グループ「一歩の会」(佐賀)
- 3 特定非営利活動法人いのちのミュージアム(神奈川)
- 4 飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会(北海道、大分)
- 5 緒あしす(愛知)
- 6 風通信舎(兵庫)
- 7 NPO法人KENTO(奈良)
- 8 NPO法人 交通事故後遺障害者家族の会(東京)
- 9 交通事故調書の開示を求める会(神奈川)
- 10 一般社団法人 交通事故被害者家族ネットワーク(東京)
- 11 ジュピター(神奈川)
- 12 TAV交通死被害者の会(大阪)
- 13 はがくれ(佐賀)
- 14 ピア神奈川(神奈川)
- 15 被害者支援を創る会(東京)
- 16 ひだまりの会okinawa(沖縄)
- 17 北海道交通事故被害者の会(北海道)
- 18 鹿児島犯罪被害者自助グループ「南の風」(鹿児島)

市区町村による支援の実態調査 アンケートの概要

1. 調査の目的 市区町村からどのような支援を受けていて、どのような支援を求めているのかを明らかにするため
2. 調査の対象者 犯罪の被害者・家族・遺族
3. 調査期間
 - 第1回 2013年10月20日から11月20日までの1か月間
 - 第2回 2013年11月30日から12月30日までの1か月間
4. 調査方法 メール配布、ホームページからのダウンロード、直接配布
回収はメール、ファックス、郵送による
5. 回答数 105

犯罪被害の種別



アンケート総数105

殺人 15

傷害 2

性被害 5

交通 81

その他 2

事件・事故に遭われた方の年代と性別

年代	人数
0～9歳	10名
10代	28名
20代	24名
30代	13名
40代	5名
50代	4名
60代	10名
70代	3名
80歳以上	なし
無回答	8名

男性73名

女性37名

合計110名、

※複数の家族が被害に遭った回答者もいるため、被害者数は、回答者数よりも多くなっている

事件・事故に遭われた西暦年

1994年以前	5名
1995年～1999年	24名
2000年～2004年	31名
2005年～2010年	26名
2011年以降	16名
無回答	3名

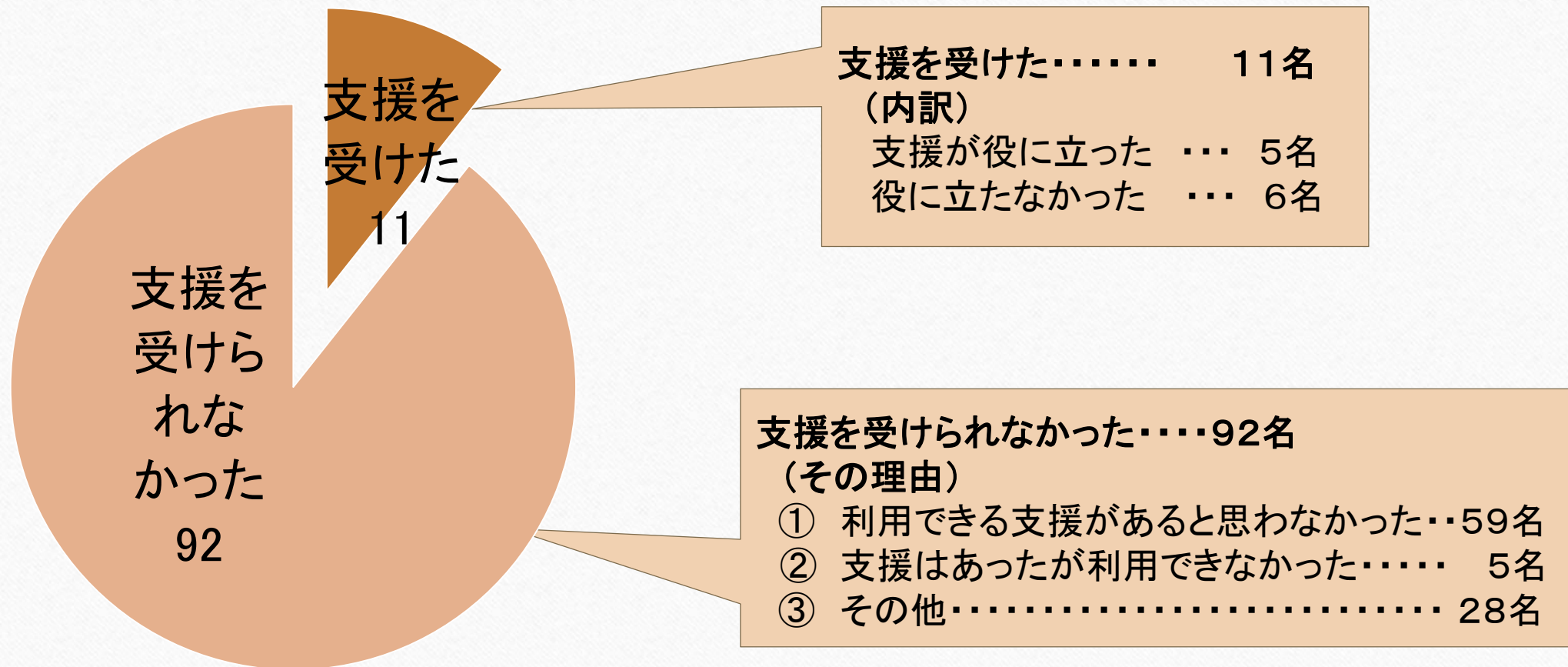
事件・事故当時お住まいの都道府県

北海道	7名
東北地方(秋田、宮城、青森、福島、山形)	8名
関東地方(茨城、栃木、群馬、東京、神奈川、埼玉、千葉)	57名
中部地方(静岡、愛知、三重、岐阜、石川)	12名
近畿地方(滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫、和歌山)	11名
中国地方(広島)	2名
四国地方(愛媛)	2名
九州・沖縄地方(福岡、宮崎)	3名

アンケート調査から見えること

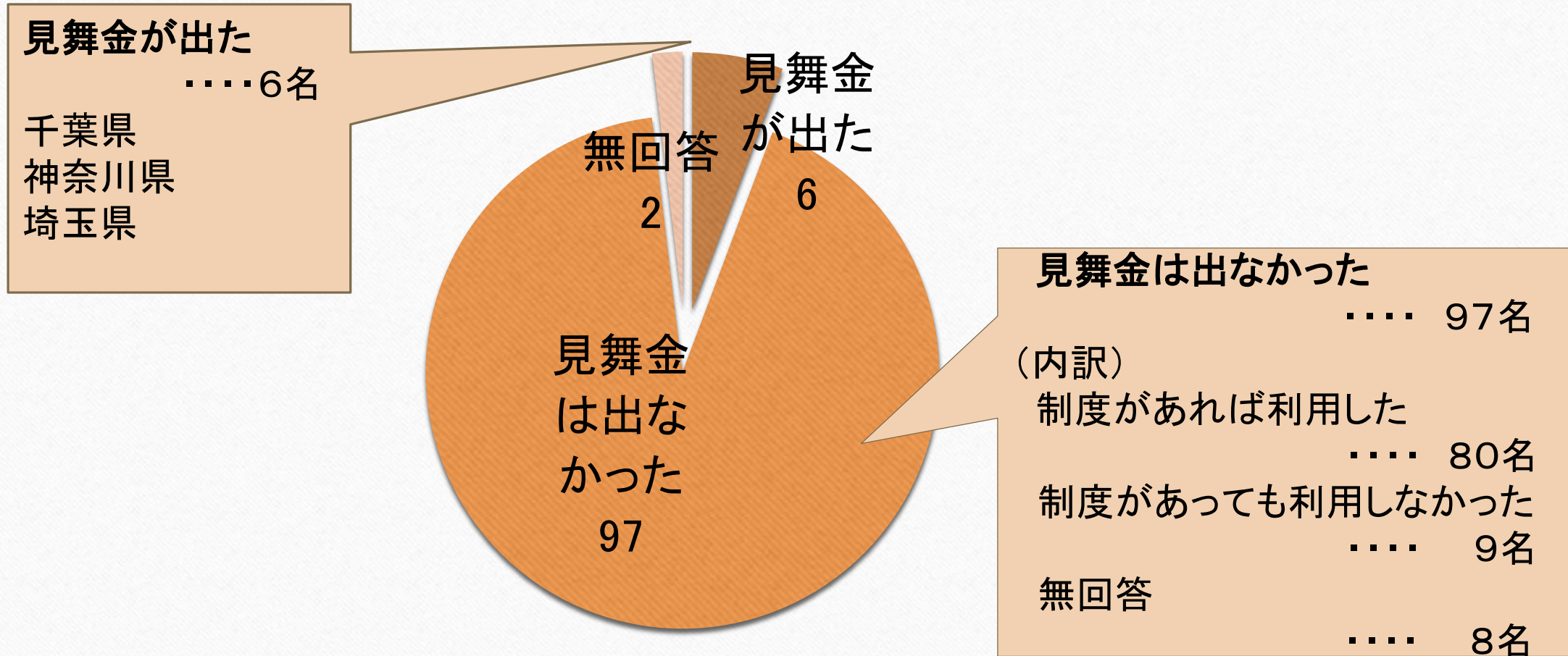
- 大変な状況に置かれている被害者ほどサポートされていない現状がある
 - …・瀕死の家族を抱えていると、他のことは考えられない
- 大きく報道された事故・事件では比較的手厚いサポートが提供されている
- 事件・事故に遭うと、市区町村窓口で様々な手続きをする必要が出てくるが、どこでどのような手続きができるのか分からないし、何度も足を運ぶことになる
- 窓口に行っても被害者の状況を正確に理解できる担当者がいない
- 法律相談他、市区町村に相談に行って二次的被害を感じる被害者が極めて多い
- 市区町村窓口の担当職員に専門知識が無くても被害者をサポートできるようなシステムづくりが必要と思われる

I.市区町村から何らかの支援を受けましたか？



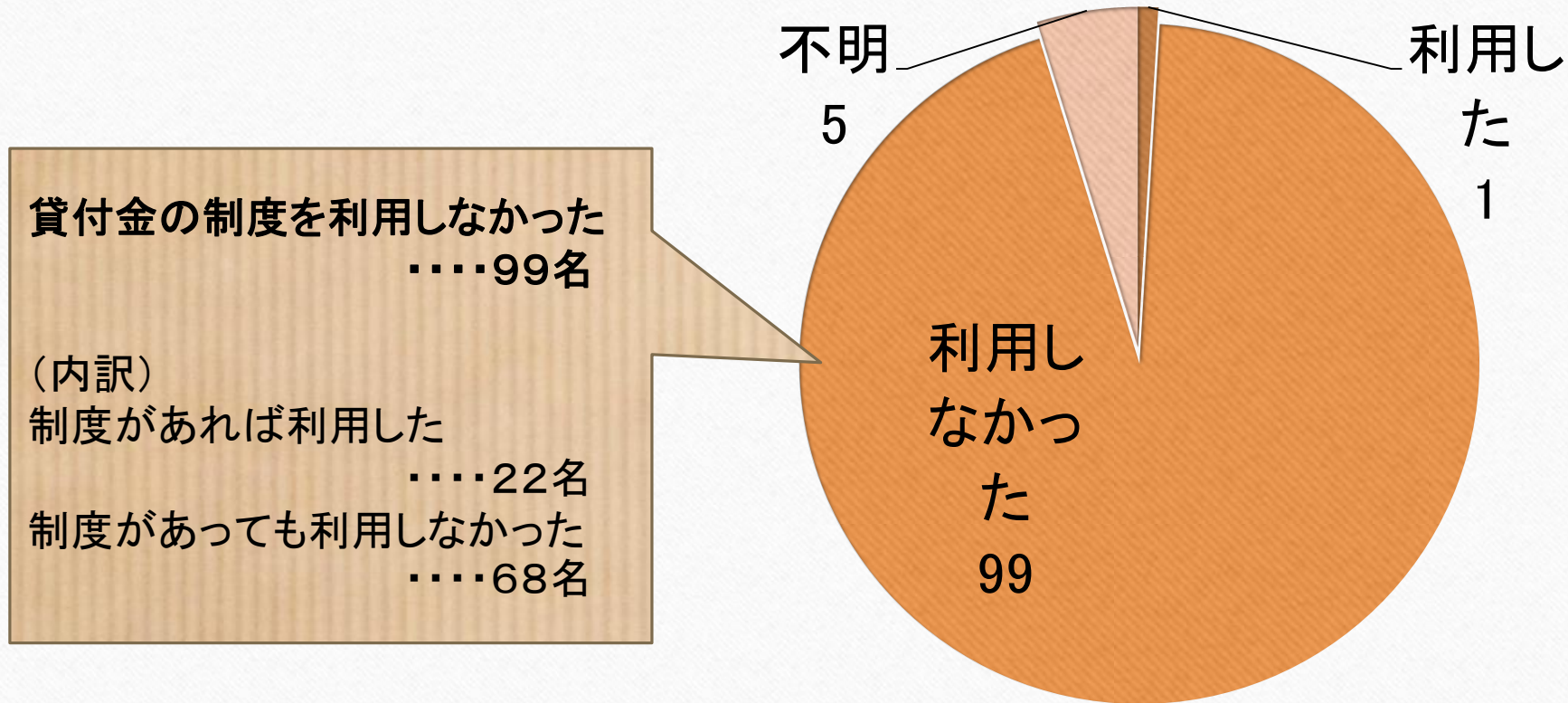
II. 経済的な支援制度の利用について

お住いの市区町村から見舞金は出ましたか？

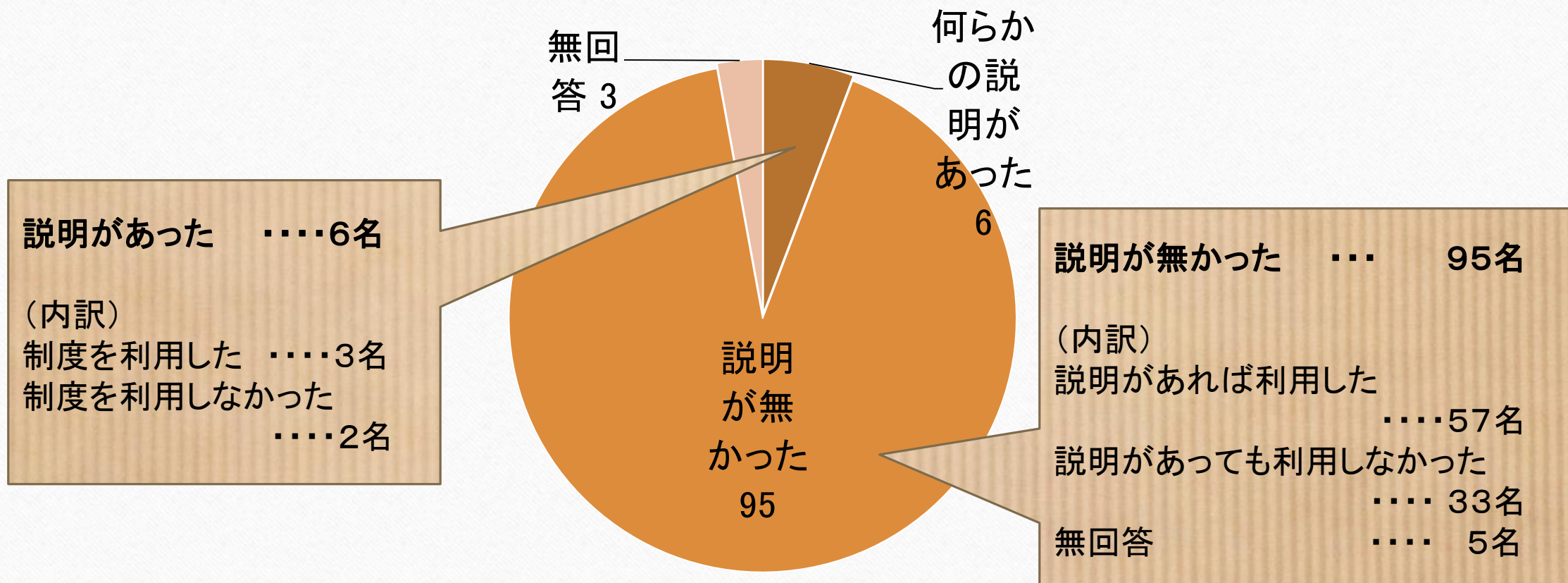


II. 経済的な支援制度の利用について

貸付金制度を利用しましたか？



III. 医療費の減免や国民年金の 一時支払いの制度について 制度の説明がありましたか？



IV.生活支援について

生活支援が必要でしたか？

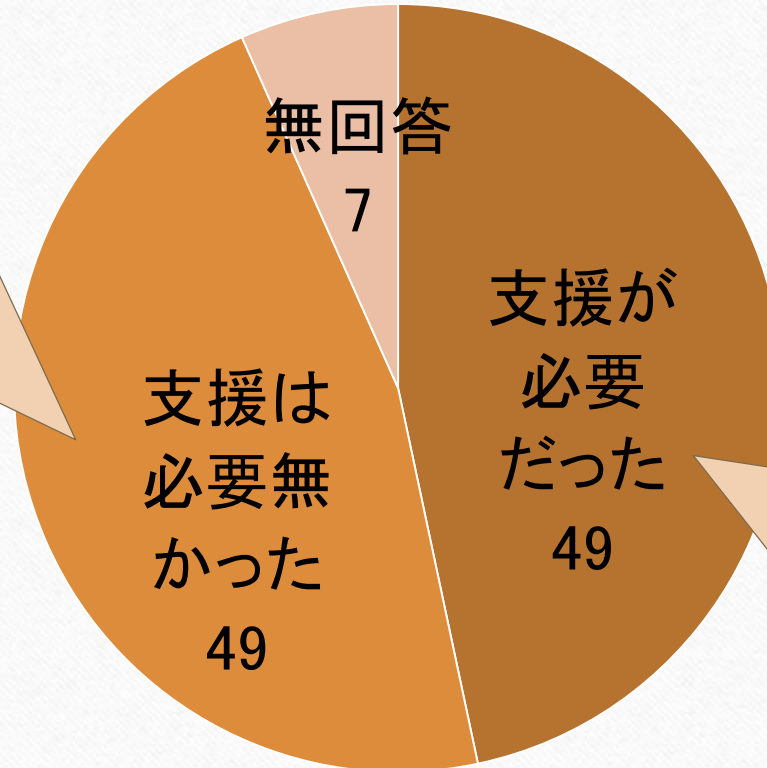
生活支援は必要なかった …49名

(その理由)

必要性が無かったから …12名
回答者は全員男性

その他の理由

思いもつかなかった
それどころではなかった
家は放っておいた
15日以上風呂に入らなかった



無回答
7

支援は
必要無
かった
49

支援が
必要
だった
49

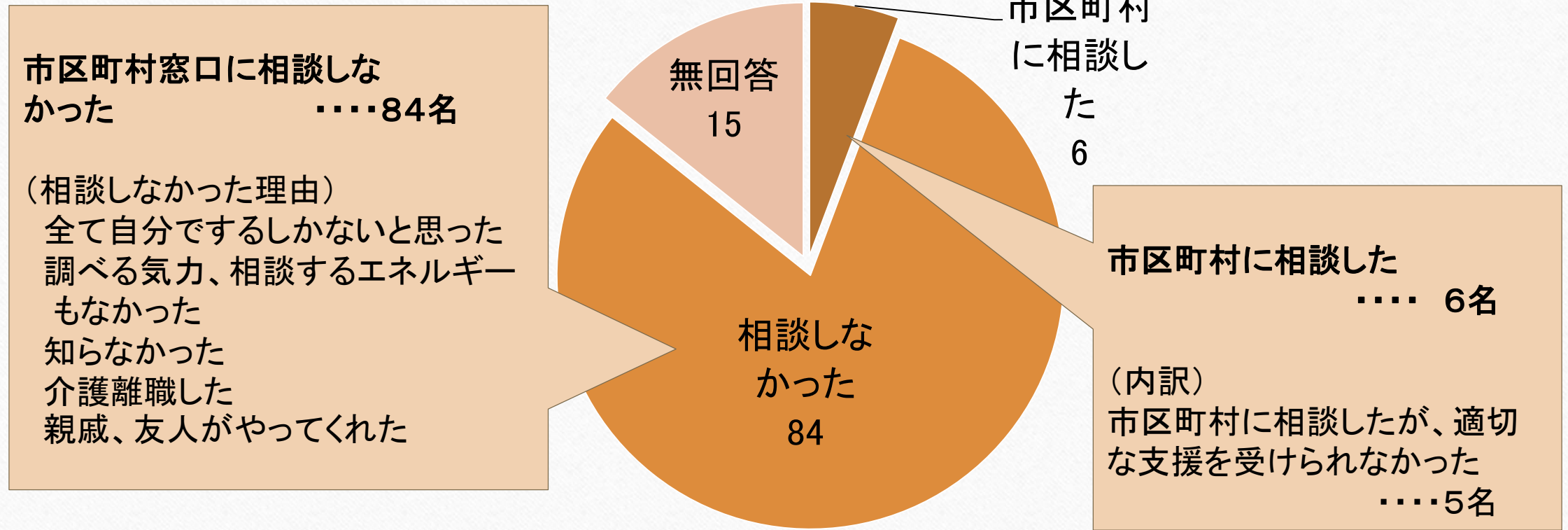
生活支援が必要だった
… 49名

(その理由)

育児と家事、仕事の両立
に加えて裁判をしなければならなかった
下の子の預け先が無くて
困った
体にマヒが残ったが、一人
暮らしなので困った

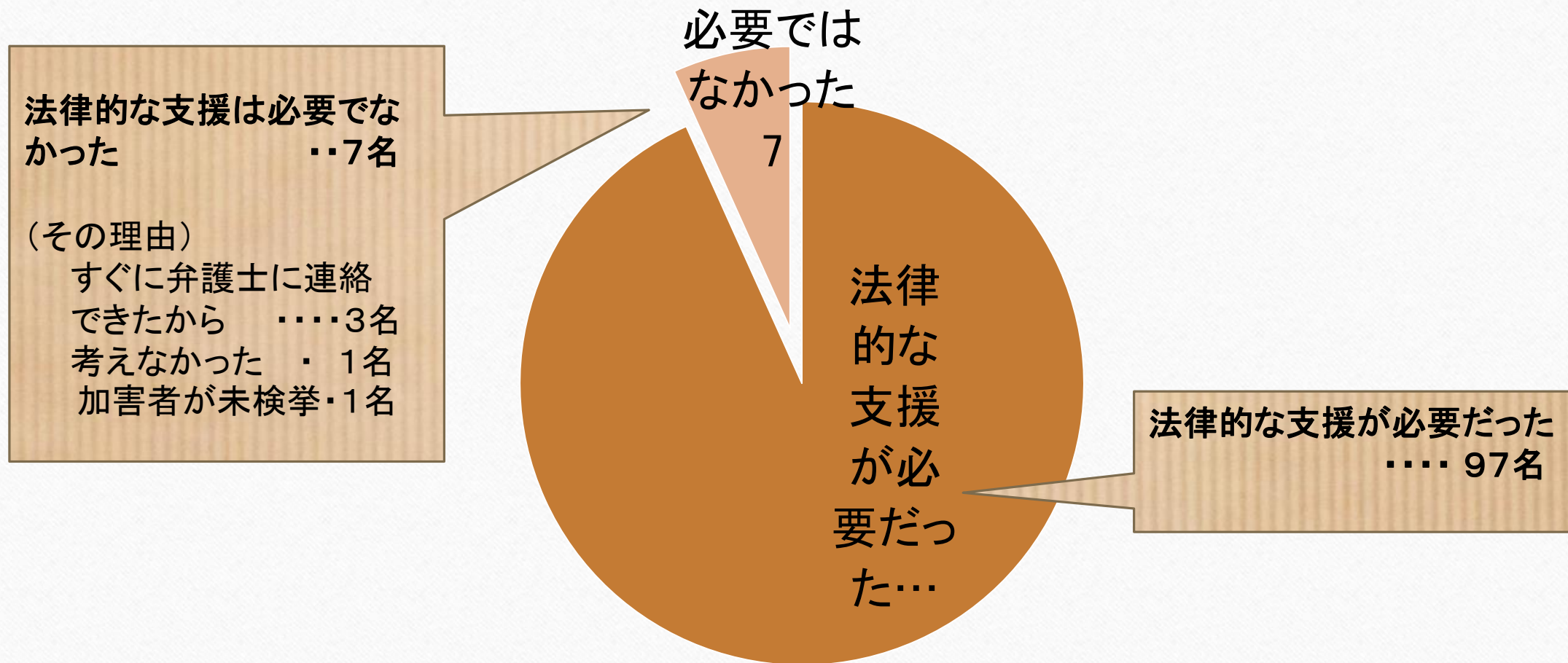
IV.生活支援について

市区町村に生活支援について相談しましたか？



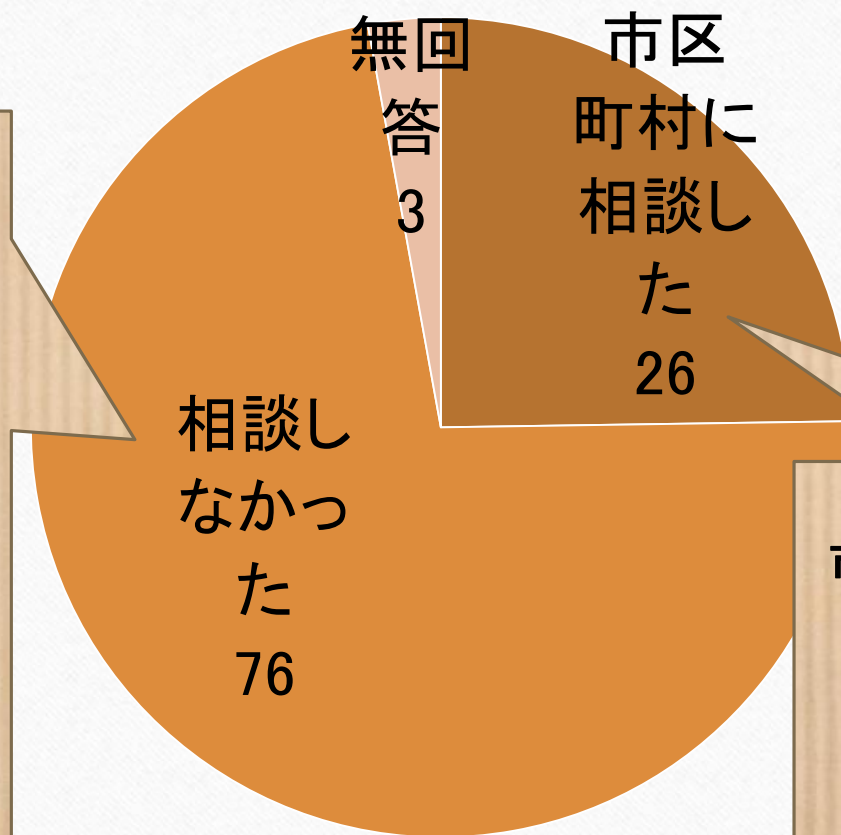
V. 法律的な支援について

法律的な支援が必要でしたか？



V. 法律的な支援について

市区町村に相談しましたか？



市区町村に相談しなかった
・・・76名

(その理由)

対応のひどさにびっくり
弁護士紹介をしてくれない
たらいまわし
二次被害に遭った
事務的な相談のみ
弁護士が詳しくない

市区町村に相談した ・・・26名

適切な支援を受けられた ・・・3名
受けられなかった ・・・20名
無回答 ・・・3名

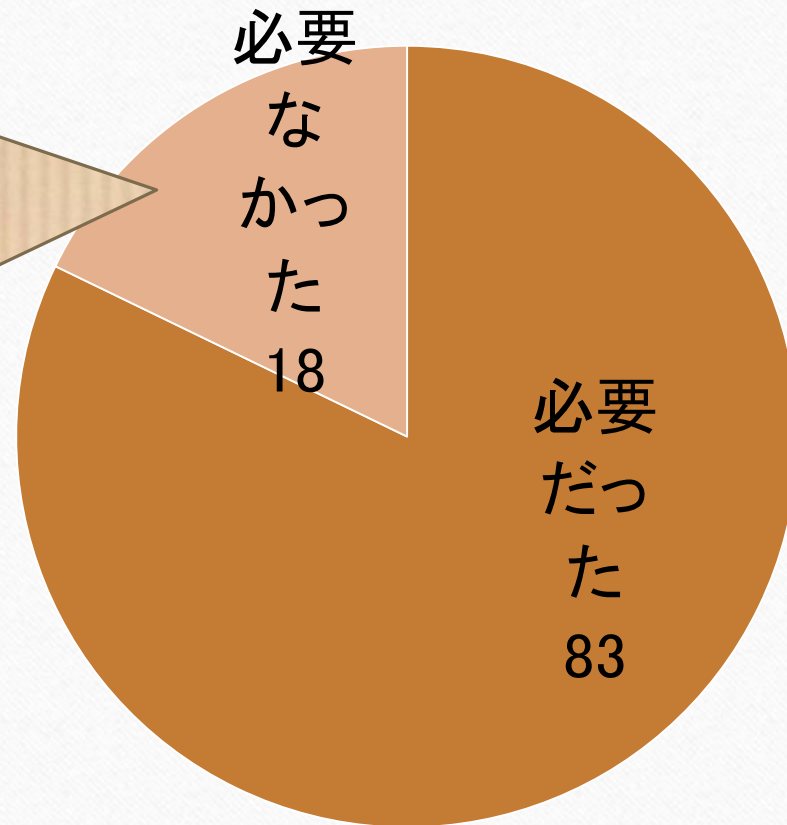
VI.心理・医療的な支援について

心理・医療的支援が必要でしたか？

必要なかった ……18名

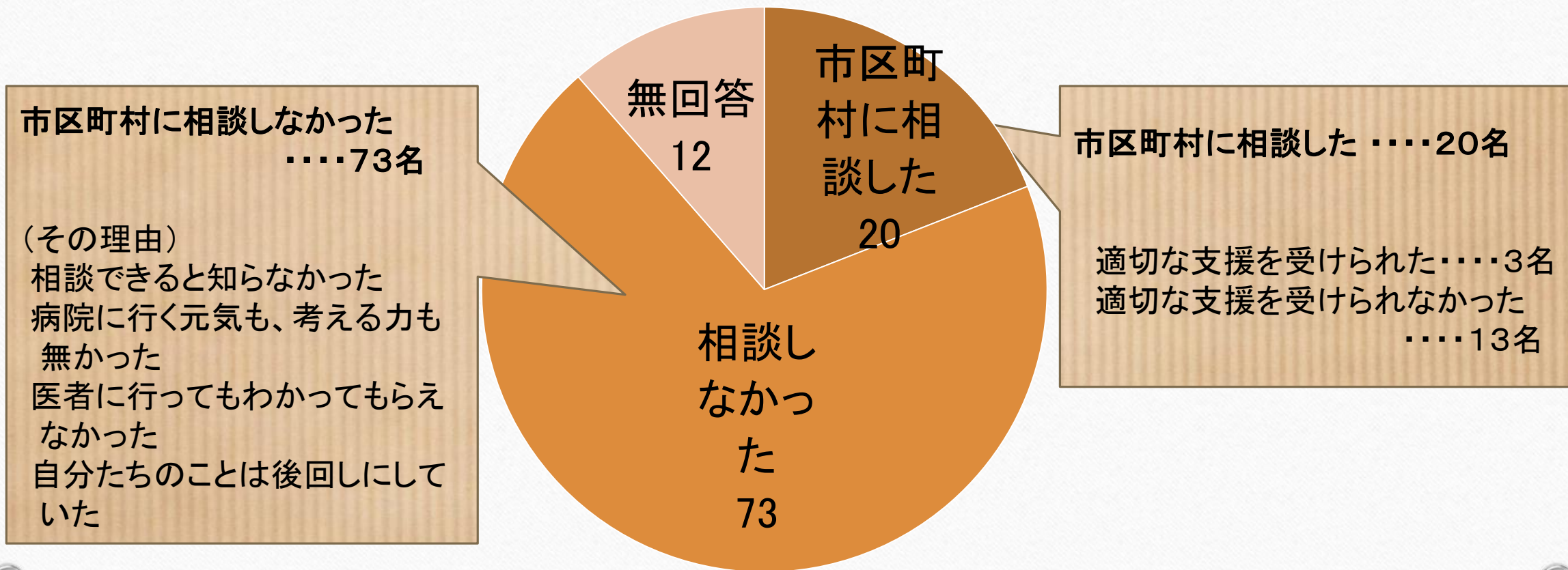
(理由)

それどころではなかった
生活のため仕事を続けるので
精いっぱいまで精神状態まで考
える余裕がなかった
自分たちの心理を分かってもら
えと思わなかった
以前から受診している病院が
あった



VI.心理・医療的な支援について

市区町村に心理・医学的な支援について相談しましたか？



VII.その他

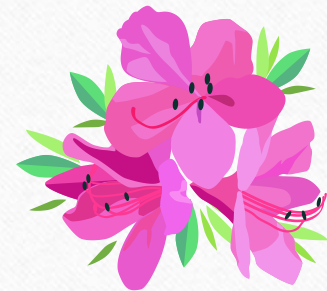
- ・どのような支援があるのかが分からない・・・提供できる支援を説明してほしい
- ・各種手続きのサポートをしてほしい(1か所で手続きができるような)
- ・素人でも分かる程度のことは聞いても役に立たない
- ・専門性の高い相談窓口が必要
- ・警察、検察への対応や様々な手続きについて情報収集のサポートをして欲しい
- ・待っていないで、支援を届けて欲しい
- ・市区町村が被害者に直接連絡できる方法があると良い
- ・市区町村に相談窓口があれば、遠くまで相談に出かけなくて済む
- ・地域によって風習や慣習も異なるため、地域のことを熟知している窓口が支援を担当することが望まれるが、二次被害を与えないことが大切
- ・自治体ごとに提供できる支援が異なるため、全国的に必要なサービスの最低基準があれば良いと思う
- ・支援者のスキル向上のためにも被害者・被害者団体との交流、協働が不可欠

市区町村における被害者支援

犯罪被害者の視点に立った支援を実行している
自治体をいくつかご紹介します

中野区犯罪被害者等相談支援窓口 の取組み(1)

- 平成20年4月開設(平成18年の一般質問→庁内検討会)
- 年間のべ200~320件の相談(電話、面接、訪問、メール、付き添い等)
- 相談、付き添い支援、緊急生活サポート事業、学校・区民・職員向け啓発事業、関係機関とのネットワーク
- 相談体制
 - 専門相談支援員(専任非常勤:14日/月)
 - 常勤保健師(係兼務)
 - 精神保健福祉士



中野区緊急生活サポート事業

(事件発生日から3ヶ月以内の犯罪被害者等)

受け入れ

- ・ ケース会議
- ・ 社協担当者との打ち合わせ

コーディネーター

- ・ 窓口から社協への依頼
- ・ 協力員への依頼

実施

- ・ 支援(家事援助、外出援助、育児援助)
- ・ 振り返り
- ・ 計画

横浜市犯罪被害者相談室の取組み(1)

(個別相談支援)

- 対象:横浜市内在住、在学、在勤の犯罪被害者とその家族等
 - ※犯罪の種別は問わず、被害届の受理等も条件としていない
- 支援の形態:電話(専用電話回線)、面接、訪問等
- 支援の内容:
 - * 傾聴、情報提供、連絡調整、助言等
 - * 臨床心理士によるカウンセリング(外部委託)
 - * 区役所、裁判所、弁護士事務所等への付き添い
 - * その他



横浜市犯罪被害者相談室の取組み(2)

(その他の事業)

- ・相談室の広報・PR

相談室の存在を知ってもらうため、様々な媒体を使っての広報活動。

- ・支援ネットワークの形成

途切れない支援のための顔の見える関係作りとして、勉強会や各種研修等へ参加。

- ・支援従事者への研修

二次的被害防止を目指し、市職員研修や関係機関、団体等の従事者研修を実施。

- ・市民への啓発事業

犯罪被害者等への理解のための啓発活動として、リーフレットの配布、講演会の開催、タペストリーの作成、展示。

多摩市犯罪被害者相談窓口の取組み(1)

- 平成20年 相談窓口の開設
- 平成21年 「多摩市犯罪被害者等支援条例」制定・施行
- 支援の内容
 - 相談(相談専用電話、面接など)・情報提供・助言・連絡調整等
 - 被害に関する手続き補助・裁判所への付添い
 - 弁護士等の専門相談員による相談
 - 資金の貸付
 - ・市内に住所を有する方 ・貸付額 10万円以内 ・無利子
 - ・償還 6ヶ月据え置き後償還 15ヶ月以内

多摩市犯罪被害者相談窓口の取組み(2)

- 支援の体制

専門相談支援員(嘱託職員:3/週 社会福祉士、精神保健福祉士)
担当職員(係兼務)

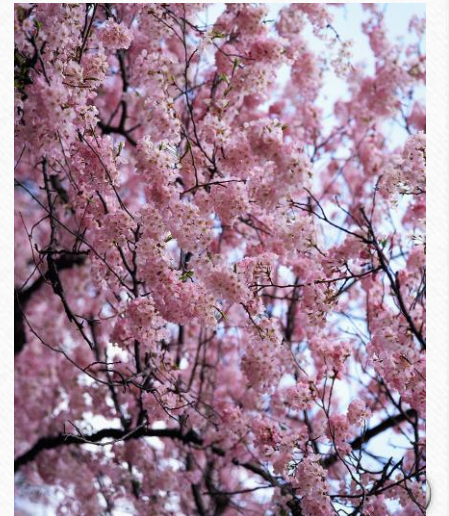
- 理解を深める啓発

◇市民への啓発事業(講演会、ミニ・生命のメッセージ展等)

◇職員研修

- 相談窓口の周知

広報掲載 パンフレット配布



茅ヶ崎市の取組み

茅ヶ崎市では、平成21年8月より被害者支援自助グループ「ピア・神奈川」の協力の下、犯罪被害者等支援相談を実施しています。
相談方法は、予約不要で匿名での電話にてご相談できます。その後、ご希望に応じて面接相談もあります。

【相談日時】

毎月第1・3水曜日 10時から16時まで

【相談電話】

0467-82-1111(代表)

※電話交換手がかかりますので、「被害者支援相談を」とお伝え下さい。

・犯罪や交通事故、DVなどの当事者のほか、大切なご家族を亡くし、ご遺族になられた方の心のケアの相談

・ご親戚やご近所等の身近な方が被害に遭われて、的確な対応にとまどわれている方からの相談



おわりに

犯罪被害者等基本法の精神にのっとり、一番身近な自治体である市区町村すべてに犯罪被害者の相談窓口ができることを望むと共に、全国どこで被害にあっても同様な支援が受けられることを切に望みます。

アンケート実施主体および問い合わせ先

犯罪被害者団体ネットワーク(ハートバンド)運営委員会

住所: 〒113-0033 東京都文京区本郷2-14-10

東京外国語大学本郷サテライト6F

認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク気付

メール: heartband2011@gmail.com

ホームページ <http://www.heart-band.com/>

調査担当者: ハートバンド運営委員 鴻巣 たか子